

日本社会情報学会 会費規則

(目的)

第 1 条 この規則は、日本社会情報学会定款（以下、定款という）第 8 条第 2 項の定めにもとづき、別に定める日本社会情報学会会員規則に規定するほか、日本社会情報学会（以下、本会という）の会員の会費に関し定める。

(会費)

第 2 条 正会員の会費は、個人会員については年額 10,000 円、団体会費については年額 1 口 5 万円、1 口以上とし、団体会員の会費については、入会時にその口数を申出て、登録するものとする。

2 正会員での個人会員において、大学院に在籍する学生については、申請によりその会費年額の半額を免除する。

(会費の納入)

第 3 条 正会員及び学生会員は、学会の会計年度（4 月より翌年 3 月迄）の期間中に、学会事務局からの請求にもとづき、その指定する方法により納入するものとする。

(未納会員に対する措置)

第 4 条 会員が、前条による会費の納入を行わない場合には、事務局長は納入の催告を行い、度々の催告にも関わらず納入しない場合には、事務局長は、会長にたいし、別に定める日本社会情報学会会員規則による措置を求めるものとする。

(規則の改正)

第 5 条 この規則の改正は、総務委員会の提案により、理事会で審議し、総会の議決を経て実施する。

(附 則)

- 1 . この規則は、平成 8 年 1 0 月 2 1 日より施行する。
- 2 . 平成 1 1 年 1 0 月 2 2 日開催の総会における定款第 3 章第 6 条第 2 項の改正に伴い、第 2 条第 2 項および第 3 条を改正した。
- 3 . 平成 1 4 年 1 0 月 1 8 日開催の総会における定款第 3 章第 6 条の改正に伴い、第 2 条において第 1 項、第 2 項を改正した。
- 4 . 平成 1 6 年 9 月 1 7 日開催の総会における定款第 3 章第 6 条の改正に伴い、第 2 条において第 1 項、第 2 項を改正した。
- 5 . 平成 1 8 年 9 月 1 2 日開催の総会において定款第 9 章第 4 7 条の改正に伴い、第 3 条を改正した。

会費未納の場合の取り扱いに関する規程

(退会)

第1条 会費未納の会員が本会を退会しようとする場合は、未納会費を完納し、所定の手続きにより、理事会の承認を得て、退会することができる。

(会員の権利制限)

第2条 会長は、会費未納の状態が1年以上に及ぶ会員に対し、一定の猶予期間において会費納入の督促を行い、当該期間満了後に至るまで会費の納入がない場合は、理事会の議を経て、次年度以降の本会機関誌・会報等の配布を停止するなど、会員の権利を制限することができる。

(除名)

第3条 会長は、前条の規定により権利制限を受けた会員が次年度以降もなお会費の納入を怠り、会費未納の状態が3年に及ぶ場合は、当該会員を除名することができる。

(再入会)

第4条 会長は、会費未納により除名された会員であっても、改めて入会の手続きをとることにより、その再入会を認めることができる。再入会の場合には、未納会費分を納入しなければならない。

(総会への報告と承認)

第5条 会長は、本規程にかかる会員の退会・権利の制限・除名・再入会について総会に報告し、その承認を得なければならない。

附則

1、本規程は、平成22年6月19日から施行する。